

**令和3年10月1日～31日まで**  
 (ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断)

**大阪府の要請が発表されました。**  
**ゴールドステッカー取得のまだな方はお急ぎください。**

令和3年9月29日

大阪府料理業生活衛生同業組合

**飲食店等への要請**

施設	要請内容	
	ゴールドステッカー認証店舗 (8ページ参照)	その他の店舗
<b>【飲食店】</b> 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) <b>【遊興施設】</b> キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <b>【結婚式場】</b> 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設	○営業時間短縮(21時まで)  ○酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は11時～20時30分  ○同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3  ○カラオケ設備の利用自粛	○営業時間短縮(20時まで)  ○酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は自粛  ○同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3  ○カラオケ設備の利用自粛


※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。

※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。

※3 同居家族の場合は除く

**感染防止認証ゴールドステッカー 制度概要**
参考

<b>概要</b>	感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。
<b>対象</b>	飲食店(但し、テイクアウト等を除く)
<b>認証基準</b>	以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要 (例) ・アクリル板等の設置(座席間隔の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底、CO2センサーの設置 ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨 ・コロナ対策リーダーの設置 等
<b>問合せ</b>	感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター (開設中) 電話番号: 06-7178-1371 開設時間: 平日9時30分～17時30分



**協力金について**

**1日当たりの協力金について**

注 売上高には消費税・地方消費税を含みません。

区域	対象分類	1日当たりの売上高 (前年度又は前々年度)	1日当たりの協力金の額
大阪府内 全域	中小企業等 (売上高方式)	83,333円以下	25,000円
		83,333円超から25万円以下 (①)	25,000円から75,000円 (①×0.3)
	25万円超	75,000円	
	大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業等も選択可	—	1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円) 又は1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額

協力金の支給要件、支給額等の詳細については、後日、府のホームページ等でお知らせします。

食 第 2 2 6 1 号  
令和 3 年 9 月 2 8 日

大阪府料理業生活衛生同業組合 様

大阪府知事 吉村 洋文

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、8月2日から、緊急事態措置に基づく要請を行い、府民や事業者の皆さまの感染防止対策へのご協力により、新規感染者数も減少傾向にあることなどから、10月1日以降、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外されることとなりました。

しかしながら、新規陽性者数は国の分科会指標のステージⅣ（緊急事態措置適用）の基準を上回っており、感染規模としては依然として大きく、緊急事態措置解除後も、感染の再拡大（リバウンド）を避けるため、段階的な対策の緩和が必要です。

このような状況を踏まえ、9月28日、第59回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、10月1日から10月31日までの要請（府有施設を含む）を決定いたしました。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体（社）内へ周知についてもご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

- ・ 1000 m<sup>2</sup>を超える施設については、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）を実施すること
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の低減を行うこと
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

本通知について

生活衛生室食の安全推進課

門脇・高橋（内線 2561）

上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム

柴田・工藤・細谷（内線 4947、4948）